城里町総務民生常任委員会会議録

日時 令和3年10月13日(水) 午後 1時30分 場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

 委員長
 薗部
 一君
 副委員長
 加藤木
 直君

 小 圷
 孝君
 小 林 祥 宏 君

 河原井
 大 介 君
 藤 咲 芙美子 君

欠席委員 (なし)

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長 小 林 克 成 税 務 課 長 佐 藤 宰 福 祉 こ ど も 課 長 山 﨑 栄 一

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長阿久津雅志主任書記町田めぐみ書記髙丸哲史

総務民生常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 石塚開放学級職員の交通費について
 - (2) 旧山びこの郷の解体費について

- (3) その他
- 4 閉 会

午後 1時30分開会

開 会

○委員長(薗部 一君) 何かとお忙しい中、ご苦労さまです。また、委員の皆様方におかれましても、31日に続きましての第2回ということでございますので、大変ご苦労さまでございます。

審議事項

○委員長(薗部 一君) ただいまから第2回目の総務民生常任委員会を開催したいと思います。

第1点は石塚開放学級の交通費の問題であります。これは前回のときに懸案になった事項でありますので、山﨑課長が本当は10月8日までにその報告ということだったんですが、そこのところを課長、説明してください。

山﨑君。

- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 今回の石塚開放学級の職員の交通費につきましては、 監査委員並びに議員の皆様につきまして、本当に報告内容をちょっとまとめているのが遅くなってしまいまして、誠に申し訳ないです。一応、今回ちょっと何とかまとまりました ので、このまま報告させていただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。タブレットのほうで一応……。
- ○委員長(薗部 一君) それで、あとは山﨑君、文書で出して。コピーで出して。では、 どうするんだ。タブレットない人もいるもので。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) ペーパーあるんで大丈夫です。
- ○議長(関 誠一郎君) ペーパーがあるって。
- **○委員長(薗部 一君)** では、ペーパーを配って、それでそれを基に説明してください。 それがいい。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) それではよろしいですか。 資料のほうはお手元にありますか。
- ○委員長(薗部 一君) いいです。はい、お願いします。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) それでは、石塚開放学級職員の交通費ということで、 私のほうで今回の渦中におります、その支援員の方の聞き取りのほうを10月1日と10月8日、2回行いまして、その内容がこちらでございますので、簡単に今、朗読させていただきます。

大子町に住む実母の方、当時87歳の方が、令和元年5月に要介護3という介護認定を受けまして、この方についてはお母さん独り暮らしで、隣に兄夫婦が近隣に住んでいるんですけれども、日中はどちらも仕事を持っておりまして不在の状態で、一応かかりつけの先生からも、主治医のほうからも、実の娘が面倒を見たほうが精神的に安定しているようだという話がありまして、この支援員の方の仕事も午後からなので、お昼まで支援員が一緒にいて、在宅で介護サービスを利用する生活をしていこうという方針に、先生と相談して決まりまして、そのときからこの実母宅に同居し、実母の介護をしながら石塚開放学級まで通勤することになりました。

しかし、支援員の方もその当時年齢が61歳ということで、仕事のほうもだんだん心身ともに大変になってきまして、当時やめようかと思いまして、ほかの支援員に相談したみたいなんですよね。そうしましたところ、その方がやめられてしまいますと開放学級の運営に困ってしまうということで、その相談を受けたほかの支援員の方が、当時の福祉こども課長に、親の介護で大子町から石塚開放学級に通勤している場合、大子町から通勤手当は支給できないのかと相談したみたいで、当時の福祉こども課長が、居住地については住民記録の有無ではなくて、日常生活を送っている場所という考え方が一般的であるということで、現在、親の介護で生活拠点を移して日常的に毎日通勤しておりますので、その距離での通勤手当請求及び支給は問題ないのではという見解を示されたので、その当時から会計年度職員の通勤手当の規定の一番遠い距離の1日700円になった次第でございます。その方、支援員は決して自ら通勤手当の支給を申し出たのではなく、他の支援員の配慮から決まったということでございます。

現在は、平日はお昼まで支援員が実母を介護し、夕食を用意してから出勤。夏休み等の長期休暇のときは朝4時頃起きまして、実母の食事3食分を用意して、6時50分頃家を出る生活を続けているそうでございます。

以上、支援員から聞き取りした内容を報告いたします。

○委員長(薗部 一君) ありがとうございました。

実際に今も、この文章から見れば、大子からこのような形で実際に通勤して、こちらの 開放学級の教員というか、指導されているということなのかな。

- 〇福祉こども課長(山﨑栄一君) はい。
- ○委員長(薗部 一君) ありがとうございました。 ほかに、委員さんのほうからご意見ございましたら質問してください。 藤咲さん。
- ○委員(藤咲芙美子君) これは規則で本当にきちんと決まっているのであればいいんですけれども、お涙頂戴でこのままうやむやにしてしまったのではどうなのかなと思うんです。ですので、確かにその個人個人のやり方については様々です。そういう人がいれば、そういう支援もしてあげたほうがいいのかなというふうなことはあると思うんですけれど

も、ただ、やはり長距離の支援というか、手当になってしまうと思うんですけれども、1 日700円となると結構大きな金額になりますね。これはもう少し、ちょっと考えてみたら どうかなと思うんですけれども、その支援員の700円の長距離のお金がなければなかなか 大変なのかなと、そういう生活が大変というか、なんでしょうか。

それとも、生活は特に今のところ大丈夫だけれども、大子から通っているから手当として上げたらどうかというような、ちょっとあんまりお涙頂戴の状況になってしまって、かわいそうだからやってあげようか、上げようかというようなことで流していいのかどうか、そこら辺のところ少し、ちょっとみんなで話し合ったほうがいいのではないかと思いますけれども。

以上です。

- ○委員長(薗部 一君) ほかに、委員さん。
- ○副委員長(加藤木 直君) ただいま山﨑課長からいろいろ聞きましたけれども、これ、自ら通勤手当の支給を申し出たのではなくて、他の支援員からの配慮から決まったって、これ、他の支援員さんからの配慮でこういったものは決められるんですか。多分決められないと思う。実際に事務は、これ、運営しているのは父母の会だよね。父母の会が運営していて、父母の会がその事業自体を運営しているわけだから、そこで全て金銭的な部分とか、いろいろなことは父母の会が決めていると思うんだね。そうすると、ほかの支援員さんが、これ、上げてやったほうがいいよ。だったら、時間給だって上げるとか何とかもできてしまうのではないのかな。これ、問題があるね、この支援員の配慮というのは。これ、書かないほうがよかったね。

それで、実際に事務はその父母の会の代表者がやっているのか、ちゃんとした事務員が やっているのか。この間、父母の会でこれ、事業の主体が、そうですね、やっているとい うことだったので、その辺のところちょっと聞かせていただいてよろしいですか。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- **〇福祉こども課長(山崎栄一君)** それでは加藤木委員のご質問にお答えします。

先日の9月30日ですか、そのときそのように私も答えましたけれども、今回の2回の聞き取りで、支援員の方からよく確認しましたら、一切のこのお給料の計算はここに出てくる支援員の方が計算していて、もう一人別な支援員さんが確認しているという形のようです。ですから、ちょっと私がこの間間違った発言をしてしまいまして誠に申し訳ありません。そこはちょっと訂正していただいて、実際のお給料の計算は代表の支援員の方が計算しているということでございます。

以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- ○副委員長(加藤木 直君) はい、分かりました。

そうすると、この石塚開放学級は何名の支援員さんでやっているのか分かりませんけれ

ども、そうすると、これ自分たちでこういうものを決められるということですよね。自分たちで。もう一人の一緒にやっている支援員さんがそれをちゃんと見ていると。普通こういうことってないと思うんだけれども、それ、自分のご飯茶碗に自分で好きなだけつげるようなもので、これはもう問題、今回のやつがこれで間違いないとしても、いろいろな部分で、事務的な部分で問題が出てくることがあるのかなと。実際にはほかの県のなんかもインターネットなどで見ると、埼玉とか佐賀県のほうでもありますけれども、使途不明金が五百数十万円出ているとか、そういったものもあるので、これ、町内に幾つ開放学級ありますか。児童クラブは。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 放課後児童クラブはまず公設民営が6か所、民設民営が3か所。公設民営は今5か所。それで、確かに今、加藤木委員さんから質問があったように、私も今回皆さんにご指摘いただいて、そこを本当によく実感しましたので、今後は近隣市町村の事例を参考にしながら、この放課後児童健全育成事業の中身につきましてはよく精査していきたいと思いますので、その辺よろしくお願いします。以上です。
- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- **○副委員長(加藤木 直君)** はい、分かりました。 この事業は委託事業ですか。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) この事業は委託事業でございます。
- **○副委員長(加藤木 直君)** そうすると、ここで使われている財源というのは補助金ですか、助成金ですか。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) ここで使われている事業のほうは委託料でお支払いを します。
- **〇副委員長(加藤木 直君)** 委託料ということは、そうすると国・県からもこれ、お金が出ていますね。国・県から町に頂いているお金というのは補助金ですか。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **〇福祉こども課長(山崎栄一君)** 国のほうの子ども・子育て支援交付金という交付金でお金のほうを頂いています。
- ○副委員長(加藤木 直君) 交付金ね。はい、分かりました。

町内にも8か所、9か所の児童クラブがあるということで、ここでの運営の方法というのは、現在のところはあちこちでやり方がばらばらではないかなというふうに思うんです。これは、やはりある程度は、公設と民営では若干違うかもしれないけれども、やり方というのはある程度一緒にしないといけないという部分と、それから、そこでやる金銭的な部

分、事務的な部分、そういったものが、給料の部分とかいろいろな事務については第三者が行って、しかもそれは多分現金ではなくて口座振り込みでやっていると思いますけれども、ある程度、誰が見ても分かるような事務体系をやる。

しかも、そこには子供たちを預かっているわけなので、そこで子供たちですから、当然けがをしたり、そういうこともあるでしょうから、当然損害保険なども加入しているとは思いますけれども、その辺のところもよく役場のほうで管理監督して、公設のところは役場の発声で同じように物事ができるような体系、ですから、年に1回の総会というのも多分やっていると思うんです。当然父母の会が主体でやっているのであれば。その総会資料なども、できれば1年分で結構ですので見せていただければいいなというふうに思っていますけれども、総会資料はございますか。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **○福祉こども課長(山崎栄一君)** 総会資料まではちょっと手元にはないんですが、一応体制的な実績を出した実績報告書、書類のほうは役場のほうに出してもらっているので、そちらのほうはあるんですけれども、総会資料はちょっといただいていないので、そこはちょっと、今はいただいていないということで、申し訳ないんですけれども、それで。
- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- **〇副委員長(加藤木 直君)** それでは総会資料は後日頂きたいと思います。

それと、公設民営で多少違うところはありますけれども、その中にはお金を払えば当然、税という部分も含まれてくるので、そういったものも、やはりある程度統一していただいて、できれば役場のほうでその事務は担当課で行っていただくのが一番よろしいのかなというふうに私は思うんですけれども、課長の見解をお伺いします。

- 〇委員長(蘭部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 今回の放課後児童健全育成事業の事務につきましては、 そういったものを含めながら近隣の市町村の状況を調べて、今後検討していきたいと思い ます。

以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- ○副委員長(加藤木 直君) よろしくお願いします。

それと、またもとに戻りますけれども、大子町から間違いなく通っているということで、 これはもう間違いなく本人からの聞き取りと、ある程度確信を得る部分での調査というの は行われているということでよろしいですか。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **○福祉こども課長(山崎栄一君)** 一応本人から2回の聞き取りと、また大子町の家までは私、行っておりませんが、石塚の住所があるところの自宅のほうも今週伺いまして、草ぼうぼうの状態で、そこが何か夜、明かりがついているというお話を伺ったものですから、

それも本人に確認しまして、一応、前に空き巣が入ったので、防犯用に一日中明かりをつけていると。それと車も防犯用に1台置いてあると。現在、草ぼうぼうの状態で、とても住める状態ではないのと、それと水道料金のほうも確認しまして、ここ何ヶ月かはほとんどゼロなので、こちらには住んでいないのかなと、こういう判断をしております。以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- ○副委員長(加藤木 直君) 正直、石塚のほうはどうでもいいんです。石塚は住んでいようが、住んでいまいが、これはいいです。ただ、通っているのがどこかということで、石塚に住んでおられれば大子から通っているとは限らないではないですか。そうだね。たまたま実家が大子にあるから、そこでおばあちゃんを見ているから、そこから通っているんだというふうに、みんなそういうふうに思ってしまうけれども、そうではなくて、通っているところが間違いなく大子なんですねということを聞いているんですけれども、それはもう完璧に聞き取りと、聞き取り以外のいろいろな様々な部分で、間違いなく大子から通っていますよということで確認はされているんですかということを、私、聞いたんですけれども。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **○福祉こども課長(山﨑栄一君)** 一応、聞き取りのほうで確認はしております。 以上です。
- 〇副委員長(加藤木 直君) 分かりました。
- ○委員長(薗部 一君) そのほかに、委員さんのほうで。
 藤咲さん。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** 取りあえずこの子供の学童の支援員の交通費など、こういうものは運営とかして要綱などは作ってありますか。

あともう一つ。あと、今後このまま出し続けるのか、どうなのかをちょっと教えてください。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) まず今回、要綱等は町のほうで整備されておりまして、 石塚開放学級の各父母会のほうに規約がありますので、それで運営されている状態です。 通勤手当のほうも、毎日そちらから通っているということであれば、一応そちらに居住 実態がありますので、引き続きお支払はできるのかなと考えております。 以上です。
- 〇委員(藤咲芙美子君) 継続する。
- 〇福祉こども課長(山崎栄一君) はい。
- ○委員長(薗部 一君) 藤咲さん。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** こういう問題が起きたとき、今、副委員長が言いましたけれど

も、ほかの市町村はどうなのかということを対処してやってみると言いましたね。答弁されましたけれども、ほかの近隣市町村では、多分こういうのというのはあまりないのではないかと思うんです。ただ、やはり私は基本として考えていただきたいのは、住居がここにあって、そして介護のために通っているということであるのであれば、私はあくまでその人の管理状況、その人の家庭の状況というのがあって、そこの中でやれるものであって、私もこの前お話しましたけれども、私も福島まで通いましたよ。しかしそれを、病院とかそういうところに交通費を、通っているからくれというわけにはいかないですよね。

だから、水道料もこちらの常北町の住居が、水道料が少ないとかいろいろ言って、住んでいる傾向があまりないというようなことを言われたと思うんですけれども、それはその人1人の状況であって、そこまで許してしまっていいのかどうかということですね。今後これ、こういう状況があったとき、その人の個人個人の状況に合わせて支給をしていっていいのかどうか、そこら辺のところを少し皆さんで検討していただければいいかなと思っています。私、独断ではちょっとやはり決められないし、駄目だとも言えないし、いいとも言えないんですけれども、何かまだすっきりしないんですよ、そこら辺のところ。だからきちんと、やはりこういう状況は含めてやるんだというようなこととか、これはやらないということとか、そこのところを少しきちんと決めていったほうがいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇委員長(薗部 一君) 関議長。
- ○議長(関 誠一郎君) これ山﨑君、誰に聞いてこういう文書を書いたの。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) こちらの資料は今回、渦中になっているその支援員の 先生から直接聞いて、2回そういうふうに書いています。

以上です。

- ○議長(関 誠一郎君) いいですか。これ、通勤手当を申立てしたのは、同じ職場の女の子2人の申出があって出したと。ではその人に聞いてきたの。これ、もう2人やめているよ。申出、出た人が。令和元年の9月、令和元年の12月に2人ともやめているんです。 やめている人から聞いてきたの。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **〇福祉こども課長(山﨑栄一君)** やめている方からは聞いておりません。すみません。
- ○議長(関 誠一郎君) そうしたら、これ、でたらめではないの。それと、いいですか、最初のこの、兄夫婦が近隣で住んでいるが、実の娘が面倒を見たほうが精神的に安定している。これ、お兄さんの嫁さんに大変失礼な文言だよ、これ。私、介護してもしようがないのかと。こういうふざけた文言、嫁さんにこれ見せてあげたいよ、私。嫁さん、怒るよ、これ。

それと、先ほど加藤木さんが言ったように、ほかの方から、あの人遠くから通っている

から通勤手当を出してやったらといって出した。これは、課長が当時担当ではなかった。 なかったけれども、見過ごして今現在に至っているわけだ。これはやはり山﨑課長、是正すべきです。通勤手当というのはほかの人から言われて出すものではない。本人の申立て、本人の現住所が基本です。だから、これは早急にもう是正すべきです。でも、実際には通っている様子が見当たらない。私も見てきました。下手すればこれ、令和元年まで遡って戻してもらうようですよ。それともやめてもらうか。やめてもらうだけでは済まないと思うよ。これ、戻してもらうしかない。

ただ、この文書があまりにもお粗末。これ、スズキさんのお兄さんだか弟だか分からないけれども、その人の嫁さんに見せてあげたいよ、これ。どういう対応をするのか。私たち議会、予算の執行を結局議会が議決して使える、執行部はそれで使えるんですよ。議会をあまり甘く見るんじゃないよ。それで、書類も8日までに出すといったのを出さないで、出すって約束したんだ。それも今日まで出さないで、今日出たのはこの薄っぺら1枚。議会をばかにしているよ。議会制民主主義ですよ。議会が議決しなければ予算は使えないんですよ。

それでこれ、同僚から聞いてきました。同僚は令和元年9月と11月にやめている。やめている人から聞けないと思ったから私は聞いたんだ。その辺まで私は調査して言っているんですから。誰に聞いたんだか、名前を教えてよ。山﨑君、教えてよ。誰に聞いたんだか、同僚だというけれども。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **○福祉こども課長(山崎栄一君)** 先ほども何度も言いますが今回の問題になっている方から直接聞いたんです。
- ○議長(関 誠一郎君) 直接聞いたのか。
- 〇福祉こども課長(山崎栄一君) はい。
- ○議長(関 誠一郎君) 直接聞いた文章で、嫁さんが見るより私が見たほうがいいなんていう文言はおかしいでしょうと。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) そこの記載については、要は介護認定を受けている介護サービス、介護認定を受けていますので、介護サービス計画書というのを作るんですね。 その中での記載でもケアマネジャーさんが、一応、退院は娘の世話になりながら自宅で生活してみようと思いますという本人の意向が書いてあったので、それでここには記載しただけなんですけれども。
- ○議長(関 誠一郎君) そういう実際に聞いた話で載せるのが本当でしょうよ、議会に 提出するんですもん。介護、結局支援員が書いた云々の問題ではないんです。そういう話 は私ら聞きたくない。実際にこのやめた方2人から結局申出があったんですから、その2 人に話を聞くしかないでしょう、これ。あとは父母の会の会長、この人からも声を聞くよ

うですよ。それと課長、これ申告していますか。全部申告していますか。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) それは個人の申告ですか。
- ○議長(関 誠一郎君) 開放学級として。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 父母会、開放学級としましては、一応水戸税務署に確認しましたら、町の開放学級が第二種社会福祉事業ということでという届出を出しておりまして、その場合には法人として非課税扱いになるというのを確認しております。以上です。
- ○議長(関 誠一郎君) 非課税だから所得はないと。監査はやっているのか。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- **〇福祉こども課長(山﨑栄一君)** 監査のほうは毎年父母会の監査委員さんが監査をして おります。

以上です。

- ○議長(関 誠一郎君) 内輪でやっているだけなんだ。内輪でやっただけでは駄目でしょう。
- **〇委員(小圷 孝君)** 監査やっているの。誰が監査委員になっているの、これ。ちょっとその人から話を聞きたいから、ちょっと名前を教えて。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 先ほど資料のほうにも……。
- **〇委員(小圷 孝君)** この人と誰が監査委員をやっているの。ちょっとこれ、調査しなくてはならない案件ですから。誰か教えて。みんなの前で。話が変わってしまうから。
- 〇福祉こども課長(山﨑栄一君) 個人の名前……。
- **〇委員(小坏 孝君)** 違う、委員会の名前でちゃんと名前を、監査をやっている人は誰。 名前を教えてよ。後で聞くと名前が変わってしまうから。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) これは令和2年のほうは出しました。
- ○委員(小坏 孝君) 令和2年のというんだから、令和3年度だって同じではないのか。だって、聞き取りしてきたり、すっぺよだって、去年は誰。もう話が変わってしまうんだものな、なんかな。給料計算だって私がやっていますと言ったら、今度は支援員の人がやっていますなんていう話で、これだけ変わってしまうから、おっかないな。で、これ、この人と早急に行き会わせてくださいね。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- **○委員(小坏 孝君)** 私、大子町へ直接行ってきました。それでこの、今日帰ってきて、 局長にちょっと取ってもらって、この下のほうでちょっとスズキヨシノリさん、どこです かなんて聞いても全然分からないんだよ。だから本当に長男の名前がヨシノリさんなのか なという、そういう感じがするのと、だからちゃんと教えてくれているのかなという、山 﨑課長、そこら辺が非常に、軽トラックで行ってカーナビも付いていない携帯も忘れてい

ってしまったもので、ちょっと資料的に持っていかなかったものだから、みんな忘れて、 ただ名前を言えば、朝6時頃歩いているし、知っていると思って聞いたんだけれども、大 子二高のほうに行って聞いても誰も分からない。自動車屋さんの間から入っていってすぐ 聞いたんだけれども、そういう名前の人はちょっと該当しないもので帰ってきてしまった んだけれども、課長、その交通費の支払い問題で議長から内々のやつ、資料をもらって調 査してくださいよと、ある程度聞き取りしてくださいと、関議長から頼まれたもので、あ る程度資料を出してくださいと言っても、とうとう8日まで出ない。いまだに出ない。

そういうしようと思って、これ、あと監査委員としてちょっと調べさせてもらったんだけれども、出勤簿で時間給総合計算、計算してみたら、これ金額が全然合わないんですよ。こういう経営内容で報告書と全然金額が合わないで、それで時間給が7時間のやつが8時間になって直した形跡があるし、そういう改ざんして、これ印鑑まで押して、全てが改ざんされて、総合金額が全然合わないんですよ。今、暫時休憩してちょっと計算してもらっても、私の計算から行くと計算が合わないんですよ。だから、そういうのでやはり交通費も何もやはり大子のほう、きちんと確認しなくてはいけないのかな。本当に大子に住んでいるのかな。長男の名前を教えた人の、長男の名前もこの道路の下のほうで聞いたって、普通は田舎で分かるでしょう。

非常に不安感があるもので、ちょっと暫時休憩をしていただいて、この金額とこの令和 2年度の総合の報告の金額を合わせてみてください。私の計算が、かっかしているときに やっているから、間違っているかも分からないから。

- ○委員長(薗部 一君) 小圷さんそれ、計算すればすぐ出るか。
- **○委員(小坏 孝君)** いや、向こうで総合的に合計で計算したやつで、それを足していけば、12か月足していって、こちらの報告書で金額が……。
- ○委員長(薗部 一君) その金額の補助金というか、それが出るのか。
- **〇委員(小坏 孝君)** 補助金が出るんだ。だから人件費が幾らとか、だからこういう報告書をもらっても全然調査をさせないで、資料を出ないで、交通費も何も……。
- **○委員長(薗部 一君)** それ、小圷さん持ってるのは今回のやつなんですか、それ。総額の……。
- ○委員(小坏 孝君) 今回のやつ。だから関議長に、要するに人件費だとか交通費をちょっと調査してくださいよと。石塚開放学級のやつを、1人ばかりではなくて、関議長からそういう依頼があったものですから、そういう形で資料を先月の20日に資料を出してもらって、交通費と人件費くらいは、やはり調査しなくてはいけないなと思って、そういう形でもらって、やっと昨日、おとといあたりに出してもらって、それで昨日あたりやっと書類が出て、それで時間給の計算も向こうでされて、この報告書と合っていれば私はいいと思ったんだけれども、全然合っていないんですよ。
- ○委員長(薗部 一君) 小圷さん、それ、そうすると、福祉こども課のほうで書類を戻

して、その細かくなっている計算のやつと全部の報告書が合えばいいんだな。

- ○委員(小圷 孝君) だから、人件費だけ合えばいいんです。これ12か月分の毎月の、 それは、だから福祉こども課でやはりやって、こちらでも、議会でも計算機で、暫時休憩 を取って計算してくださいよ。やはり交通費だの何だの、現地も確認もしないで払われて いるっていうのが……
- ○委員長(薗部 一君) 河原井委員さん。
- **〇委員(河原井大介君)** 今、小圷委員さんがおっしゃったのは、労働日数、時間、そしてそのトータル的にお給料が支払われている金額が合わない。そういうことって、やはり父母の会が運営をし、委託をしてもらっていて、そのお金が合わない。監査も通っている。これはどういうことなのかというと、結構大きな問題だと思うんです。
- ○委員(小坏 孝君) 大きな問題かどうかは……
- ○議長(関 誠一郎君) 河原井君、それ、計算してもらえばいいじゃん。
- **〇委員(河原井大介君)** 直ちにこれは計算してくれます。
- **〇委員(小坏 孝君)** 山﨑課長、ちょっと来てみて。向こうが計算して、細かく合計ね。
- ○委員長(薗部 一君) 小圷さん、戻して……
- **〇委員(小坏 孝君)** いや、戻すと駄目だ、戻せないよ、これは。資料が変わるんだから。まだコピーしてくれたやつなんかわるいよ。
- ○議会事務局長(阿久津雅志君) いや、これは分かっている人にやってもらいましょう。 俺たちではなく分かっている人でなければできませんから。
- ○委員長(薗部 一君) それは信用してよ。
- 〇委員(小圷 孝君) 説明するから。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) こちら、確認して計算します。
- ○委員長(薗部 一君) 休憩します。10分で大丈夫か。

午後 2時10分休憩

午後 2時27分開議

- **〇委員長(薗部 一君)** 再開します。
 - 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 今、一応令和2年度の出勤簿と、あと給料内訳表、こちらの合計額のほうを確認しましたら、合計で491万9,850円。これが人件費、通勤手当も含まれた数字なんですけれども、実際に町のほうに父母会を通して上がってきました実績報告書、こちらの金額がお給料、通勤手当合わせまして489万5,550円ということで、実際にかかっている人件費よりも2万4,300円少なくなっていますので、ここはちょっともっとよく福祉こども課のほうでも精査していきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(薗部 一君) 小圷さん、そういうことなんですが。
- **〇委員(小圷 孝君)** でも議長、ちょっと確認してほしいんだけれども、出勤簿に1人だけ給料が高いんです。それで、ここら辺で「6」なんて書いてあるやつが「8」に直されているような感じで、ここら辺も「6」が「8」に直されている感じなんです。そういうのを行くとね。やたらに1人だけが10.5時間とか、俺からすれば、この「6」と書いたやつが「8」に自分で直しているようにしか感じないのよ。
- 〇副委員長(加藤木 直君) これは時間数か。
- **〇委員(小圷 孝君)** 時間数。だから、朝から、8時からいる時間のようにもう、8時から6時半までいるくらいに。そればかりなのよ、10.5時間というと。だからカレンダーと突き合わせて、本当にいたんだか何だか、ほかの先生もいるんだと思うんだよ。ほかの人2人、時間的に1人ではないから。ここら辺も同じく、これ右、「6」と書いたんだけれども、「8」って直して、2人で「8」って直しているよ「8」に。
- O副委員長(加藤木 直君) これ「7」。「7」が「8」に。これも「7」だ。
- **〇委員(小坏 孝君)** 7、1時間割増ししたのか。そういうことで、やはり正当性が欠くのよ。だから資料を出せといっても、全然出てこないというのは、そういう根拠かなという感じがする。
- ○議長(関 誠一郎君) 給料明細を出せば何ら問題ないんだ。
- ○委員(小圷 孝君) それは出さないんだ。
- ○議長(関 誠一郎君) 山﨑君、これ10時間、10時間半、これ朝何時からやっているの。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 開設時間は、まず平日が午後1時半から6時半まで。 あと土曜日と祝日、それと長期休みですね。これは朝8時から6時30分までですので、ちょうど10時間半になります。
- ○議長(関 誠一郎君) そうすると土日が10時間半になるんだね。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) はい、土曜日と祝日と、あと長期休み。
- ○議長(関 誠一郎君) これ、春休みだからか。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 長期休みも朝8時から6時半までなので10時間半です。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井さん。
- ○委員(河原井大介君) ちょっと基本的なことを確認したいんですけれども、この委託 事業として父母の会が運営組織団体になって非課税の団体であると。その運営団体がこの 61歳の支援員さんに対して700円出しますよということを決めたということでいいんです よね。ただ、この文章の内容で見ると、ほかの支援員の配慮から決まったということなん ですが、正確にはどちらの誰が700円を決めたということになるのか。

もう一点なんですが、一番最後の3行のところ、現在の平日はというところで最後まで 生活を続けていますと続くんですが、これちょっと意味が分からなくて、もう少し説明い ただけますか。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑君。
- ○福祉こども課長(山﨑栄一君) まず700円を決めた方……
- ○委員(河原井大介君) 誰がですね、いつ誰が決めたのか。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) まず当時、今回の支援員さん以外の支援員さんが福祉 こども課の課長に相談に行きまして、そこで、ここに書いてある内容で、そういう見解が あったので700円に決まったということで、最終的に誰が決めたか、確認ちょっとすいま せん、していないんですけれども。
- **〇委員(河原井大介君)** すみません。では、ちょっと続けて質問します。ごめんなさい。 委員長、すみません。
- ○委員長(薗部 一君) はい、河原井さん。
- **〇委員(河原井大介君)** 運営する方、委託されている方が決めるんですよね。でも支援 員の人が、要は働いている従業員さんたちが役所に来て、上げてくださいと。で、運営さ れている、委託されている、その父母の会の方々が来たわけではないんですね。ちょっと そこのところどういうことなんでしょうか。
- **○福祉こども課長(山崎栄一君)** 当時は父母の会の方が来たわけではなくて、ほかの支援員さん、2名の方が来たと聞いています。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井君。
- ○委員(河原井大介君) そうすると父母の会の方が運営を決めていくわけですね、お金を出すか、出さないかを。なのに支援員の人が決められるというのは、どういうような権限を持って支援員さんが勝手にそんな行動に出られるんですかね。もちろん、だから運営する会社というか、が、今、法人として非課税の組織を作っていて、その運営に監査委員もいてメンバーもそろっていて、父母の会も、が上げるということではなくて、内部で決めると。支援員さんたちが、働いている人たちが決めると。それで、委託料から、税金から金が払われることになったと。その解釈もそうなんですけれども、普通、通常だとやり取りするのは父母の会と役所ですよね。委託しているわけだから。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- **○福祉こども課長(山崎栄一君)** その点につきましては私もちょっと確認していませんでしたので、当時どういうやり取りがあったのか、父母の会の会長さんにも確認してみたいと思います。
- ○委員(河原井大介君) いやだから、それを確認して今日お願いしていたわけですね。 そういうものを、もろもろを確認した上で、今日お話を聞きたいということは、8日まで にという話だったと思うんですが。結局これ、当事者1人からの意見であって、思いであ って、周りの人たちからの聴取、聞き取りは全くしていないということでよろしいですか。
- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 誠に申し訳ございません。まさにそのとおりでござい

ます。

- ○委員長(薗部 一君) 河原井さん。
- ○委員(河原井大介君) これ、抜本的な問題というか、根本的な話だと思うんですが、 運営をしているところを信用して委託料を払っているわけで、それ以外のところから、そ の支援員の方、内部の何人か分かりません。もうおやめになったという話もあるんですけ れども、そういった方々も含めて、どういう運営をしていて、どういうふうに税金を使っ ているのかということがもう全然見えなくなってきているし、誰が権限を持っているのか、 権力を持っているのかもよく分からない。

最後の部分についても、これよく分からないんですけれども、平日お昼まで支援員がお母さんの介護をしていて、夕食を用意して出勤し、夏休みの長期間は朝4時に起床し、お母さんの3食を用意して6時30分に出るというのは、要は、生活実態は大子町にあると。それで、先ほど水道メーターが動いていないので城里町には生活実態がないので、お金は今後も払い続けると。ちょっとそこら辺、分からないので、どういうことなのか教えてもらえますか。一番最後のこの意味がちょっと分からないので、具体的にどういうことなのか、どこの居住実態を指しているのか分からないですけれども。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- 〇福祉こども課長(山崎栄一君) 下の3行は、支援員の方、現在も大子町に、お母さんの家に一緒に住んでおりまして、平日はお昼まで掃除、生活を共にして、夕食の用意をしてから石塚開放学級のほうに出勤をし、夏休みとか長期休暇のときは朝4時頃起床して、お母さんの食事3食分を用意してから、6時50分頃に大子町の家を出て石塚開放学級に通っているという生活を続けていると伺っています。

以上です。

- **〇委員長(薗部 一君)** 山﨑君、この支援員とあそこ、運営者というのは別。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) 支援員と父母の会の会員は別です。
- ○委員長(薗部 一君) そうすると、本来は父母の会がこれ主体だな。違うか。運営しているのは。違うの。実際はどこで、支援者の中で運営しているのか。
- ○委員(小坏 孝君) 先生がやっているの。
- **〇委員長(薗部 一君)** 先生というのは支援者だよな、支援者だろう。
- **〇福祉こども課長(山崎栄一君)** 先ほど小圷委員が申し上げたとおり、私もこの間確認しまして、実際のお給料の計算とかは、先ほどもお話しましたが、支援員の今回渦中の先生が計算して……。

(発言する者あり)

- **〇福祉こども課長(山﨑栄一君)** 先ほども一応訂正したんですけれども。
- ○委員(小坏 孝君) 支援者なんて言わないで、園長先生が全部計算して、私が確認してもらって払っていますと言っているだけなのに、そういうことを遠回しにしゃべってい

ないで、本人がそういう形でしゃべっているんだから。園長先生が、私が計算して、それ を確認してもらって、それで支払いをしていますと。だから、独壇場で園長先生が全てや っているということなんです。おやつ買うのから全て、全く。

- ○委員 (河原井大介君) 園長先生は誰ですか。
- ○委員(小坏 孝君) 園長先生、この交通費問題で騒いでいる先生。
- **〇委員(河原井大介君)** なるほど、そういうことなんだ。
- **〇委員(小圷 孝君)** 独壇場で、その園長先生が責任者で全部やっているの。おやつ買いから全て。
- ○委員(河原井大介君) そうしたらば、いいですか。
- **○委員長(薗部 一君)** そうすると、山﨑君、今、先生というの、その支援者の人がそうなの。
- **○委員(小坏 孝君)** 支援者ではない。支援者というのは先生。父母の会はあくまでも 父母の会。子供をお願いしている。PTA会と同じだな。遠回しに話をするから分からな くなって、こんがらがったりするんだから……
- ○副委員長(加藤木 直君) そうすると……
- ○委員(小圷 孝君) そうすると、みんな全部、園長先生が独壇場で給料計算から何から全てやっているわけ。ただ、確認はしてもらっていますと言っているんだけれども、その確認はどこまでしているのか、私らが呼んで資料を出せと言っても出さないし、全て確認させろと言ってもさせないし、全部。委員長、私が今かっかしているのは、全てその園長先生の独壇場で、おやつをやるのも皆さんの給料計算から全て、交通費から全部自分が計算して確認はしてもらって、払っていますよという話なんです。それで去年の何月だろう、3月のコロナ対策で茨城県知事から休業要請が出たときに、開放学級は特別開いてくださいというのに、この石塚学童保育は閉鎖してしまったんです。休みに。先生、父母の会の独壇場で休みにしてしまって、父兄の意向も聞かないで、それで担当課から聞いたら、そのときどうしたんだと言ったら、おひさま学級に子供らをお願いしてやってもらったと。そういう実績があるということを私は確認したものだから、今度のおひさま学級なんていうのは建て替えないで、これを実際的に閉鎖して、全て問題のないおひさま学級にやってもらうことを私は望みます。

やはりこういうことで議会が、やはり資料も出さない、何も出さない、こういう形でやっていたのでは疲れてしょうがない。全て協力的でなくて、調査をさせない、何もさせない。補助金が行かなければ運営できないんですから、議会一丸となって石塚開放学級には、悪いんだけれども、子供らをおひさま学級、今の幼稚園のほうに預けたり、みどり保育園だの常北保育園だの、全てに分散してもいいと思うもので、これはやはり閉鎖を望んで、あとは働く人はおひさま学級で働いてもらうような、監査委員として手を煩わせてしょうがない。こういう形で、とにかくホロルの湯の開発公社だって資料は出さない、何も出さ

ない、全て出してこないで、こういう運営の仕方では、それで昨日、出納検査をやったんですけれども、皆さんの予算を議決しないで、簡単に流用して、議会から承認して予算をもらわないで、勝手に町の運営をしているような状態だし、もう監査委員として疲れてしまう。

こういう形でやっているとしたら、議会がやはり全て権限を持って予算を出さない。指 定管理も外す。そういう気持ちで駄目な施設はやめる。もう財政的にそういう、やってい る時代ではない。厳しい。それを委員長、望みます。

以上。

- ○委員長(薗部 一君) 監査委員、確かに大変ご苦労されているのは頭が下がります。 ただ、これとまた別な部分があるもので、きちっと、山﨑課長のほうで隠される部分とい うか、表に出てこない部分もあるような気はするんですけれども、まとめのところで行く とすれば、やはりきちっとこれだけの問題が出たことにつきましては、町としても国・ 県・町のお金が出ている関係上、きちっとどなたに議会から指摘は受ける。また一般の職 員の方も、疑問に思うようなことがあっては誠に残念だと思いますので、これを機会にき ちっと、課長、きちっと町長と相談して方針をきちっと決めて、議会のほうにその報告を 私は求めます。そうでないと……。
- **〇委員(河原井大介君)** 委員長、ちょっと待って。まだ話、途中なんです。俺の話、まだ途中なんです。終わっていないんです。
- ○委員長(薗部 一君) では、河原井さん。
- ○委員(河原井大介君) 小圷さんの気持ちも委員長の気持ちも重々踏まえながらお話するんですが、そもそも父母の会が形骸化しているということがはっきり当委員会で分かってきたと思うんです。そうなってくると、支援員であるこの当事者の61歳の方、先生と呼ばれて権限を相当握っていると。放課後児童クラブの閉鎖も決められるぐらいのあると。ただ問題は、父母の会でしたか、非課税で法人登録を、法人化して非課税になっている、その父母の会そのものの運営のやり方や仕組み、それについて町としては今まで何ら関わってこなかったということでよろしいんですね、まず1点。

2点目は、実際誰がその運営をするのかというと、父母の会で方針決定して総会があるわけで、その中で活動するはず、運営していくはずなんですが、どうやらその実体としては園長先生と言われる方がお菓子、おやつを出し、またそういったスケジュール管理も含めて、しかも給与体系に至るまで関与しているということが、調査の中で各委員さんからお話が出ているんですが、そういったことは把握されているんですか。まず2点確認します。

- 〇委員長(薗部 一君) 山﨑課長。
- ○福祉こども課長(山崎栄一君) それでは河原井委員のご質問にお答えします。 私も今回の常任委員会、それと監査委員さんのほうからご指摘をいただきまして、改め

て細かくいろいろ調査しました。その中で、本来ならば父母会のほうで支援員を採用して 運営していくという流れで、自分はそう思っていたんですけれども、実態は違っていると いうことがあったので、ですから、先ほど加藤木委員もお話しましたが、そういうのがあ りましたので、今後の運営については、近隣市町村の状況などをいろいろ勉強して、ちょ っと運営方法を見直しを検討していきたいと思いますので、それでよろしくお願いします。 以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 河原井さん。
- ○委員(河原井大介君) 近隣の自治体よりも何よりも、うちの町のその実態の把握というものがまず急がれるということです。父母の会そのものの運営の方針ややり方に対して、あまりにも、我々もある意味分からなかったし、無関心であった部分は否めないと思うんです。役所も全体もです。そうしたときに、では今後どういうふうに直すかといったときに、きちっと、議長もおっしゃったように、元、おやめになった方々とか、どういうような実態が今、過去、やってきたのか、そういった調査も含めなければ、ほかの自治体と比較はできませんので、そういったきちっと調査というのが求められてくるというふうに思います。

それと同時に給与体系、先ほどの数字の問題もありましたけれども、本当に大丈夫なのかということです。委託として父母の会にお願いしているんだけれども、実態は、先ほど課長もお認めになりましたけれども、実態は支援員の方が決めていると。ここにもありますが、ほかの支援員の配慮により700円を出していると。ここの問題はその組織運営の在り方だし、もちろん税金を委託料としてもお支払いしている以上、そこはきちっとけじめをつけなければいけないので、近隣市町村云々も分かるんですが、それよりも何よりも過去の実態調査、そういった資料を分かり次第、でき次第、我々の当委員会のほうに提出を求めたいと思います。

以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- ○委員(小坏 孝君) 先ほど勇み足で、補足してちょっと言っておきますけれども、ちょっと山﨑課長とスズキ園長にお会いしまして、車のあれだのちょっと調査したときに、スズキ園長のほうに、今、石塚というか、開放学級をあと1個建てようとしているもので、町民感情がちょっと揺らいでいるんですよという形で、そういう形で言ったときに、2つでなくて1個ぐらいで、この建屋が広いんだからやってくれないかなとお願いしたんです。そうしたらば、その園長先生も、私、ローソンとかファミリーマートとか、セイコーマートとか行った先で、「スズキ先生」と呼びとめられて、2つはいらないでしょうなんて言われたなんていうことを、ちょっと園長先生も言っていたから、ちょっとそういう形で、やはり統合させて、1つの学校に2ついがみ合うということはよくないもので、やはり1つの開放学級にまとめてやったらいいのではないですかね、こういう機会で。

そういう、スズキ園長先生も2つはいらないでしょうねなんていう形で言ってくれていますので、そういうことです。それだから、先ほどそういう形で話をしましたので、補足しておきます。

- 〇委員長(薗部 一君) 関議長。
- ○議長(関 誠一郎君) 今後いろいろ調査して方向を考えるとか、そういう問題ではこの問題はらちが開かない。結局、旅費の過誤請求ですから、この問題、それでは解決できないんです。小圷さんが言うように2つを1つにまとめろという話は、これが全部処理できて、これからにしましょう。

この問題は、本来ならスズキさんをここへ呼んで聞くしかないです。あとは父母の会の 会長、ここへ呼んで聞く。山﨑君ではもう資料出ない。こういう文書を出すようでは信用 できないです。進展がないと私は委員長に言っておきます。

- ○委員長(薗部 一君) 藤咲さん。
- ○委員(藤咲芙美子君) 重ね重ね言います。皆さんと同じ意見なんですが、資料というのは議会で求められたら、全て出さなければならないんです。情報公開としてきちんと出すべきなんです。それを何で出さないのかということ自体がやはりおかしいのではないかと。隠しているのではないかというようなことで、勘ぐられるのが当然で、やはり私たちは町民のお金、税金を預かっていて、1円たりとも無駄にしたくないというような、そういう中で議会をやっているわけです。それなのに、議会で何かおかしいぞと、これ、ちょっと資料を出してよというときには、全て議員の言う資料は出さなければならない。それが情報公開の条例制定でやらなければならないということなので、やはり出していただきたいと思います。

特に議長も、しっかりとそこのところ、出してほしいと言っているのに、監査委員までも出してほしいと言っているのに、出さないというのはどういうことなんでしょうか。隠しているんですか。そこのところ、言われたらきちんと調べて、そして議員で、委員会の中に全てオープンにして、こういうことだと、それでどうだというぐらいの根性を持って、それで私たちは何も悪いことはしていないというようなことを言ってもらえるような、そういうオープンにした運営というのは、私たちに、議会に求められた議会制度ですから、そこのところしっかりと、こんな、私も一番最初この文章を読んで、これで納得できるのというようなことをみんなに振ったんですけれども、確かにそういうことでした。本当に情報公開してください。出されたことはきちんと、私たちも知りたいです。それを知らないで、ただ委員会を開きました、話し合いました、終わりましたでは、納得できる委員会ではありません。

以上です。

- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- ○副委員長(加藤木 直君) ただいまいろいろお話聞いていまして、まず利用時間から

利用料金、こういうのも全部自分たちで決めている。指導員の募集なども、勤務体制、それから指導員への給与の支払い、それで保護者からの利用料金の徴収、これ全部あれですよね。全部1人でやっているんですよね。そうすると、行政って丸投げではないですか、全部。この支援員の方、長の方が全て会計責任者ということで1人で運営管理をしているということになると、必ず起こるべきことが起きてくるのではないですか。しかも、内輪の中で監査をやっているということになると、これって監査にならないではないですか。ですから、ここだけの問題ではなくて、これからほかの幾つかある公設の、公設民営幾つかありますけれども、そこにもこういう問題がいろいろ波及していって、見えなくてもいいところが見えてくる。

ですから、やはり行政がちゃんとやはり公設のところは統一した利用時間なり、あと利用料金なり、全て統一して指導してやっていくと。でないと、最終的にはこれ、行政が云々というよりも、子供たち、それから子供たちを預けている父兄の方、こういうところに、そのひずみというか、迷惑がかかるということになってくるんです。

ですから、やはりちゃんとした会計処理をしていただかないと、他県でも幾つか問題がいるいる出ていますけれども、二の舞にならないように、これからどういう問題が起きてくるか分かりませんけれども、その辺のところを課長、よく指導していただいて、統一したやり方で、さらには小圷委員も先ほども申しましたけれども、やはりスリム化して、それで、今回2つ作るということで否決はされていますけれども、それを1つにまとめて、指導員さんたちが仲が悪いとかいいとかという問題は子供たちは関係ないですから。やはり行政が主導権を取って、やはりこういうふうにやりなさいというふうに、そういった方向で、あと、委員長に代わりますけれども、多分まとめた提言を委員会のほうから出すようにはなると思うんですけれども、ひとつよろしくお願いします。では、終わります。

○委員長(薗部 一君) ありがとうございました。

そのほかに。

河原井さん。

- **〇委員(河原井大介君)** 先ほど議長がおっしゃったように、参考人招致はいつするか、 当委員会で確認しなければいけないと思うんですが。
- ○議長(関 誠一郎君) これ、本当にその方を呼ばないと、本当のことは出ないよ。これ、町・県・国のお金が流れているんですから、これは明確にしてもらわないと。
- ○委員長(薗部 一君) では、1回休憩。

午後 2時59分休憩

午後 3時15分開議

○委員長(薗部 一君) では、暫時休憩だったんですけれども、再開をいたします。
この旅費の問題が一番問題で、ここまでいろいろと2回も開いてきたわけなんですけれ

ども、山﨑課長の回答も十分でないと、委員会では感じました。それで引き続き、旅費の問題については、私ら委員のほうで少し調査をいただきまして、後日、委員の皆様方には改めて報告をしたいと思いますので、どうかご理解をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

- 〇副委員長(加藤木 直君) はい。
- **○委員長(薗部 −君)** それで、今回これだけの時間とあれをかけた話が出てきたわけでありまして、執行部、また山﨑課長のほうにもお願いをするんですが、議会が求めましたら、率直に資料を出していただきたいと思います。また、疑義を払拭する資料を出すべきと思いますので、今回、山﨑課長の出した文書においては、やはり委員会としても納得できない、疑義を持つ点がありますので、正確な文書を出すようによろしくお願いします。

また、運営に疑義がある危険なものを感じましたので、来年度においては依頼先をよく 検討するということで、この開放学級等のほうの運営については、よく検討していただき たいということ。あと、源泉徴収等もされていないようですので、労災保険、傷害保険等 のこともありますので、今後は公設民営全てについて検討していただきたいと思います。

そういうことで、議長のほうにこの委員会の結果を報告して了解をいただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O委員長(薗部 -君) ありがとうございます。

ではそういうことで、この石塚開放学級の交通費の支給に係る経緯については、これで終わりではないんですが、今日の会議の題目については閉じたいと思います。ありがとうございました。

山﨑課長、ご苦労さまでした。

では続いて、旧山びこの郷解体工事等説明資料、小林課長には大変ご苦労さまでした。説明のほどよろしくお願いしたいと思います。

○まちづくり戦略課長(小林克成君) それでは、用意した資料で説明をさせていただきます。

パソコンのほうに細かい資料は入っているんですが、お配りしましたA3の3枚の資料で取りあえず経過等、お話をさせていただいて、その後ご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

先に私のほうである資料の中で一連の流れをまとめてみましたので、それをご報告させていただきますけれども、詳細については存じ上げていない部分もございますので、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

まず、この資料にはないんですが、お金の流れというようなことで申し上げますと、借地契約が満了になるということもありまして、平成31年3月末であったことから、契約書にもあるとおり、建物を解体して整地をしてお返しするというのが基本的な流れでござい

まして、そういうことで予算措置を行ってきたところです。平成30年度に建築物等の取壊しの設計委託ということで、商工費の観光施設費のほうで980万円ほど予算化をしてございます。また、平成31年度には土木工事、整地の実施設計と測量業務ということで634万7,000円、同じく前年度に設定しました建築物等の解体工事ということで、4,355万6,400円等が予算措置を行ってきたところです。

A3の1ページの表を見ていただきたいんですけれども、上から順にご説明を申し上げますと、平成30年度の予算で予算化しました建築物等の解体工事実施設計業務ということで464万4,000円、株式会社かつら設計に指名競争入札で行っておりまして、かつら設計が落札をしてございます。平成30年7月5日から平成30年10月31日までということでございます。

設計の内容につきましては、1枚めくっていただきますと、2ページのほうに図面のほうがお示ししてございますけれども、この黒で表記された部分、それと赤で表記された部分、全体でございます。これの取壊しの設計が行われたわけでございます。その後、地権者のほうから平成31年4月16日に、地権者3名から、解体しないで現状のまま、解体して更地によって返還ではなくて、現状のまま返還してくださいよというような申出もございました。それを受けまして、3ページのちょっと航空写真図を見ていただきたいんですけれども、これの1560番地の枝番で129、1560の129番地がございます。

これが町の土地でありまして、ここに建物等が何棟か建ってございます。町の土地の部分については取り壊す、民有地についてはそのまま、地主さんの申出のとおり現状のまま返還するというふうなことが決定されまして、金額等については、令和元年5月20日に用途廃止及び処分価格の決定ということで、56万2,396円ということで金額のほうが決定されてございます。

地主さんと5月21日に仮契約をしまして、6月議会ですか、これについては条例では財産処分の議決事項として、条例では財産処分の予定価格700万円以上となってございましたけれども、処分に当たりましてはこの条例を準用しまして、議決を求めてございます。56万2,396円ということで、金額のほう、お認めをいただいているところでございます。6月18日に議会のほうで承認をいただいてございます。

次に、平成31年度予算になりますが、先ほど要望書があったというようなことで、主に、 先ほど地番のほう申し上げました1560の129、町所有の建物解体を実施するために、解体 設計の見直しを株式会社かつら設計と、随意契約により業務委託をしてございます。176 万円でございます。令和元年9月19日から令和元年11月29日までということで行ってござ います。その見直しをして取り壊すというものが、2ページのこの朱書きで書いてある部 分が見直しにより取壊しになる部分でございます。この見直しの設計を行ったということ でございます。

設計では約2,000万円ほどかかってございましたが、その後入札のほうをかけまして、

指名競争入札により解体工事のほうが執行されるわけでございますが、請負金額が1,560万9,000円ということで、若干、一部変更等がございましたが、株式会社大凛工さんにより取壊しが行われたものでございます。令和元年12月24日から令和2年3月18日までということで、詳細につきましてはケビン4棟、トイレ云々かんぬんと備考欄のほうにもございますが、パソコンのほうには取壊しの写真の一部抜粋等も掲載をしてございます。

このようなことで、一連の流れで山びこの郷については事業が行われてきたということ でご報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長(薗部 一君) はい、ご苦労さまでした。

委員の皆さま、ご質問があれば。

藤咲委員さん。

- **○委員(藤咲芙美子君)** 会議が始まる前にちょっと一応確認はしていたんですけれども、 今、七里の森で運営しているケビンとか、それから今のちょっといろいろ朝市をやったり 陶器を販売したりとか、そういうところもあると思うんですけれども、そこ、今現在運営 しているところは取り壊さないでいるということなんですけれども、今、運営している部 分は、この3枚目の部分だとどこに当たりますか。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- ○まちづくり戦略課長(小林克成君) では3枚目を御覧になっていただきまして、隅々まで詳細は存じ上げないんですが、一例を申し上げますと、番地で言いますと、ちょっと小さいんですけれども、419の2番地というものが中央にあるかと思います。要は、この敷地全体の1560の129を除いた部分ということでご理解をいただければと思うんですが、419の2、399の1ですか、398の1、400の1、413の1、代表的なものの番地ではそうなりますかね。その部分が現在利用されている部分だというふうに認識はしてございますが、その後の詳細については、どこまで借りているかというものは、私のほうでもちょっと把握していないところですけれども、従前に借りていた土地はその部分だということでご理解をいただきたいと思います。
- ○委員長(薗部 一君) 藤咲委員さん。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ということは、町の町有地はここのところは木とか何か植わっているんだと思うんですけれども、あとバンガローなどは今、七里の森というのは使っていない場所ですね。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 今、使っていないというか、取り壊して今現在建物はございませんので、すみません、今、パソコンのほうにも出しますが、パソコンをちょっと見ていただいてよろしいですか。このように町の土地にバンガローとかケビンがこうあったわけですね。触らないほうがいいと思うんですが、これ、見えますか。24ページなんですけれども、今、24ページ表示されていますか。されていないですか。すみません。

23ページ、24ページにこういう建物が建っていたんです。これが今は更地になって何もない。町の土地には何もないものですから、この部分については実際に貸していないということでご理解いただきたいと思うんですが。

- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲さん。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ちょっと理解が不足していてごめんなさい。ということは、ここを更地にして、これから何か町で予定することってあるんですか。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 町のほうで何かを利用するということは、今現在は、計画は何もありません。
- **○委員(藤咲芙美子君)** 崖になっていたりとかするようなことはないですね。これが、もし木を切ってしまったりとか、何かあったときに崩れてしまったりとか、そういうふうなことがないような地形になっているのかどうかをちょっとこう──更地にします、解体しますできれいにしてしまって、今、キャビンとか、それから事務所とか何か造っているところに影響がなければいいんですけれども、そういう状況にはならないんでしょうか、お伺いいたします。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** ちょっと 3 ページの図面を見ていただきまして、今、1560の129ですか、この部分で木が伐採されているところがあると思うんです。これについては実際、平成26年ですか、メガソーラーができたときに、実際この1560の129というのは面積で5,596平米あるんです。その部分の3,000平米が日陰になるというようなことで木のほうを伐採してございます。その後が、大雨等が来ても土砂崩れ等は今のところは起きていないんですが、勾配的にもちょっと危険だなという勾配は感じられますけれども、土砂崩れ等は起きていないというのが現状でございます。
- ○委員長(蘭部 一君) 藤咲さん。
- ○委員(藤咲芙美子君) 今のところは崩れは起きてはいないと思うんですけれども、何年か後に、やはりこういうことを更地にしました、何か産廃を入れました、崖崩れました、影響がありましたということで、もし被害があるようなことがあっては困ると思うんです。そういうようなことを全部想定した上で更地にするのかどうか。そこら辺のところ、ちょっと確認をしたいと思うんですけれども。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** いずれにしましても今、現状、更地になってございますので、その後、ここで何々を植えるというのもなかなか難しいものですから、状況を見て判断したいと思います。もし土等が流れるようなあれがあれば、芝を張るとか、その辺の処置は出てくるかとは思いますけれども、今のところは現状で少し見ていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長(薗部 一君) 藤咲さん。

- **〇委員(藤咲芙美子君)** ここは町の町有地ということなので、あくまでもきちんと管理 をしていくということを約束していただければいいかと思いますので、お願いいたします。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 当然、町のほうでも今後管理をしていくということで考えてはございます。実際にはこれ、財産が行政財産から普通財産のほうに変わってございまして、財産の管理については財務課が主になって管理をしていくところではございますが、今まで行政財産で関わってきたまちづくり戦略課としても、その辺は見守りつつ、財務課のほうにもその旨伝えていきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(薗部 一君) 藤咲委員さん。
- ○委員(藤咲芙美子君) ありがとうございました。終わりです。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- ○委員(小坏 孝君) 記憶が邪魔をして腹が立ってしようがないんだけれども、小林課長、これ平成30年度の7月に440万円も払って解体設計をやっておいて、それで令和元年の6月に売払い。当時440万円もかけて解体の設計を使っていたなんていうのも全然報告になくて、そういう形でいって、財産を売ってから、当時、売るときに私、議長だったんだけれども、4,000万円の解体費がかからないんだから、建物込みで全部で、町の土地も全部貸しますよと、そういう形で60万円で売ったという形で、薗部議員さんらも、当時副議長だった則男君らからも、小圷さん、4,000万円かからないんだから、60万円もらえるなら売ってしまおうという形で売ったんだけれども、その後に、売ってから、これ、要するに売ることで何でこの平成30年度の、30年度ぽつっとあるけれども、あれか、解体のほうで165万円のあれは9月にやっているのか、売払いを決めてから。

440万円の合併特例債で解体費を決めて、国をだまして、合併特例債で交付金で70%戻りますよという事業で借金しているにもかかわらず、設計変更で165万円もの設計変更を使ったり、全然議員さん分からないうちに2,165万円ぐらいの解体費を使われているということが非常に憤りを感じて、もう記憶がよみがえってきて腹が立って今までも何回かまち戦の課長には怒っていたんだけれども、なぜこの売払いをするというんだったら、きれいに借地にして、それから売りますよという形で、440万円の解体費が合併特例債で借金して設計を組んでいるのに、それで何も壊してしまえばいいことではないのか。設計変更なんかやらないで、当然壊すやつに設計変更なんかやらないで。

それで、残してくださいよというのは途中で止めてもらって、これとこれは欲しいから譲ってください。それで売払いをするんだったら話は分かるけれども、なぜ議会軽視で後から解体費を払ったり、設計変更をやったり、合併特例債というのは、憤りを感じるのは城里町民、桂の町民、七会の町民も借金を払うべきなんだよ。七会には過疎対策費といって、まちづくりの合併特例債という予算が七会にだけしか使えない予算があるの。それで

壊すならいいんだけれども、城里町の借金にして、なぜあのキャンプ場を壊したのか。七 会の幼稚園も壊さないでいるし、七会診療所も、月夜の晩には何だ、狼がほえるような建 物でおっかないと言っているのに、それだって壊せないでいるのに、なぜ議会軽視で黙っ て、何でこれだけ壊しているんですか、課長。

私が議長をやっていたんだもの、そのときに一言、壊すやめたとか、何とか経過報告でも聞いていればこんなに憤りを感じないんだけれども、腹が立ってしょうがないんだ、やはり議会軽視で予算が2,100万円も両方で使われているなんていうのは。何で壊すのに2,100万円も使わなければならないの。壊すやつ、もっとあるでしょう、南団地だの北方団地だの、阿波山の町営住宅だの、合併特例債を使って壊すやつは幾らでもあるでしょう、そういう壊さなければならないというのは。一応、そこら文句言って、いい、終わり。

〇委員長(薗部 一君) 課長。

○まちづくり戦略課長(小林克成君) 確かに私も隅々までは存じ上げない部分もありますが、小圷委員さんがおっしゃるのであれば、説明不足というのは多分あったのかなというところは察するところではありますが、一連の流れについてはこのようなことでやってきたと。最初は借地も切れるんで全部更地にして戻すというようなことで地主さんのほうにお話をしたんだと思うんですが、その後は、地主さんのほうでそこを借りてくれる方が現れたのか、その辺は存じ上げませんけれども、そういうことで私がここの部分は壊さなくていいよというようなことで話がついたので、町のほうの土地の部分については、太陽光に貸している部分とかいろいろありますので、その辺は、では取り壊そうということで決定がされたんだと思うんですが、一連の流れについてはこのようなことで行われてきたということで、すみません、私のほうではその報告だけになってしまうんですが、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長(薗部 一君) 課長、私のほうからも、一つはやはり小圷委員さんが申し上げたように、本来はこの話、解体して地主さんにお返しするということは当然しようがないなとは思ってはいました。ところが、そういう中で、ここを借りて再度キャンプ場にしたいという方があったもので、ではそういうことで解体することはやめて、貸すようになったと思うんです。

それはそれでよかったんですけれども、町の部分のこのケビンとかトイレとかあった部分も、一緒に町で貸すのかなと、実は思ったの。そうしたらば、業者さんも、この町の所有のものも一緒に借りたいということで町のほうにお話したら、それは駄目で、それで民間のほうは当然返したから、地主さんのほうで新しい事業者のほうにお貸しをしたようなんですが、私も非常に、小圷委員さんが言われたように、町の方も実際、本当は業者さんは貸してほしいと言ったんだそうですけれども、貸さなかったんですね。課長もそのときはそうでないからどうしようもないでしょうけれども、この話が出たから私も言いますけ

れども、やはり余計なお金をかけなくて、民間に活用できる建物、土地であったにもかか わらず無理にやったというのは、やはり非常に私も残念に思っています。

出たついでなんですが、この土地を今のキャンプ場をやっている方も借りたいみたいなんですが、それってどうなんですかね。実際に、私が思った以上にこの今のキャンプ場は利用が多くて、駐車場とかそういうところも不足しているような状態なもので、出たついででは申し訳ないんですが、町のほうも再度その業者さんが借りたいとか言ってきたときには、考える余地はあるんですか。

小林課長。

○まちづくり戦略課長(小林克成君) お答えになっているかどうか分かりませんけれども、ちょっとその部分で補足をさせていただきますと、地主さんのほうから平成31年4月16日に要望書等が出てございまして、その後協議がなされまして、実際にその事業をしたいという方もお見えになったんですが、5月7日、5月8日、5月9日、5月13日等々、地主さんとその方々で協議をしたという日付は持っているんですが、その中身まではちょっと持っていなかったものですから、日付だけの報告になってしまいます。そういうことで、何回かは協議はしたようです。

それと、今後お貸しするという場合も、どの部分をお貸しすることになるか分かりませんけれども、先ほど申し上げました、言葉はおかしいですけれども、はげ山になっている部分、木を切った部分については、太陽光のほうに平成26年から、たしか20年間ですか、ということでお貸ししている部分もございますので、その辺は貸す場所にもよるとは思うんですが、検討は必要かというふうには考えてございます。

○委員長(薗部 一君) 併せて、貸さなくても、町としてもあそこは景観上、今は草刈りも多分、課長、やっていないと思うんですね。ですから、やはり町の土地ですから、キャンプ場からきれいに草刈りをやってくれと言われたときには、これをやらなくてはならないと思うんですけれども、やはりそういったことを考えていますか。

課長。

- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** すみません。先ほども補足で申し上げましたけれども、今現在、令和2年3月末ですか、先ほど言いましたように、解体をしたので行政財産から普通財産のほうになっていまして、今、実際にあそこを管理しているのが財務課になりますので、その辺は私のほうからも財務課のほうに伝えますけれども、その辺のところはそういうことで、町の財産で財務課の管理している財産になったということでご理解いただきたいと思います。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- ○委員(小坏 孝君) 私からすると憤りを感じているんだよ。日陰になるから木を切ってくださいなんて町の金で木を切っておいて、今度は草が伸びるから町で刈ってくださいなんて。日が入れば草が伸びるのは当たり前なのに、木を切ってくださいなんて言われて、

町の金で木を切っていて、今度は草が伸びるから草を刈ってくださいなんて、そういうばかな話はないと思うんだけれども。それで、キャンプ場があれのときには解体してくださいなんて言われて、また貸してくださいなんて言われて、はい、どうぞなんて言っているようなばかな話はしないでください。

もう最初から借りないと言ったんだから、貸しもしないし借りもしない。違う人にも誰にも貸さない。キャンプ場関係には貸さない。そういう腹づもりでいてください。私はそう思う。最初に私らにあのキャンプ場をそっくり運営していくのに、町の財産をそっくり借り受けて運営したいですって、私らだまされて、それで2,100万円で解体しておいて、今度は町で壊してから貸してくださいなんて、そういうばかな話、私は聞いていられない。強く言っておきます。

- **○委員長(薗部 一君)** 小圷さん、多分、私が言ったのは、町の土地だから草ぼうぼうになるから刈らなくちゃならないということで役場に言った……
- ○委員(小坏 孝君) だって太陽光のほうから、日陰になるから木を切ってくださいって言って、その財産、木は町にとっては財産なの。杉の木は財産なの。それを刈ってもらって、全部太陽光が処分したり、町に財産が入っているならいいけれども、入っていないで切り賃から杉の木からみんな捨てて、そういう話には乗っていられない。誰が聞いたって、これは駄目だよ、そういうの。
- **○委員長(薗部 一君)** 私が答えるのも何だけれども、それは当時の結局、太陽光を入れたときのお話だから、小圷さん……。
- **〇委員(小坏 孝君)** 当時、当時と言ったって、行政というのは誠実な継続なんだ。 以上。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ちょっといいですか。 今の土地、その部分のところをきちんと貸したんでしょう。
- ○委員長(薗部 一君) いや、その土地というのは、私が先ほど課長のほうに質問申し上げたのは町の土地だよ。右側の、その図面あるでしょう。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** 町の土地を借りたんでしょう。そして相手の財産というか、相手のものとしてそこのところを管理するよと言ったんでしょう。あくまでも、借りたということは。
- **○委員長(薗部 一君)** いや、違う。藤咲さん、私が言っているのはこちら側の細い赤くなっている1560の29という番地のところは町の土地なんだよ。だから借りたここが、町のほうで管理しなければ木が生えてくるし、草が生えてくるから、やはり町としても管理しなくてはならないでしょうということを町のほうに申し上げたの。だから、こちら、キャンプ場から苦情が来たわけではないの。だから町の管理は町でちゃんと管理しなさいよと、私は申し上げただけで。
- ○委員(小坏 孝君) 腹が立っているのは俺の土地のほうに町道の草が伸びてきている

のに、町で1回も刈らないのに、そういう町の財産だから草を刈ってくださいよって言っているんだったら、道路のやつ全部刈ってもらいたい。俺の土地に面している所。 以上。

- 〇議長(関 誠一郎君) これ今日初めて見させてもらったんですけれども、これ当時、小林さん、課長ではないよね。これ、場当たり的だよね。平成30年に460万円の設計費を見込んで、1年後に今度はまた設計の予算を組んでいるんです、176万円。これ、最初の予算というのは、1年前は全部壊すという予算の設計、460万円。それで1年で、何で今度は町有地だけの設計で176万円。これ全く計画が甘いではないですか。これ場当たり的ですよ。
- **〇委員(小圷 孝君)** だって、全体の設計ができているんだから壊せるでしょう。こういう部分的な設計を頼まなくたって。
- ○議長(関 誠一郎君) 町長得意な場当たりな行動に出てこういう無駄金、460万円って、これ全くの無駄金だ。町に損害を与えているんだからね。この辺はちょっと理解できないね。それで、後で結局解体してくれだ、こちらの土地はいらないんだって、ころころ変わっていく流れ。これはちょっと議会がちゃんとまあ議会を通っているんだろうけれども、で、議会には報告はないと。全くこれ、無視した流れですよね。小林課長を責めているのではない。当時の課長を責めている。たった1年でころころ変わっている。これは税金を使う執行部側として、また許可をする議会側としても普通は納得しないよ。当時の課長って誰なの。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 当時の課長は大曽根課長でありました。それで、 大曽根課長の当初予算の自分の手持ちというか、説明原稿も見たんですけれども、実際に 話しているかどうかはこれ別物なんですけれども、平成31年度の主要事務事業の中では、 この2点については説明を行ったかどうかは分かりませんけれども、資料の中にはそうい うことで入っていましたので、主要事務事業の中には入っていたのかなというふうには思 います。

以上です。

- ○議長(関 誠一郎君) そうすると、結局1年の間にこのような大金が流れてきてしまっていることに対して、やはり議会にこれ、報告なかったよね。平成30年にこの460万円使って、平成31年に170万円使って、公有地を解体するという話は、私初めて聞くんだよ。
- ○委員(小圷 孝君) 関さん、ちょっといいかな。

その点について言いたいのは、全体で440万円で建物全部設計できているのに、町に、 土地に乗っかっているやつ、1回設計したのが、平米数が出ているでしょう。だって、部 分的に拾い出したって。それがなぜ合併特例債を使った、解体設計費を使わないで、また 1年後に、関議長が言ったように165万円の設計費を使って造っているのかな。何か設計 屋さんに忖度している感じでしょう、これ、2回も設計やらせていて。同じ事業で2回も 設計をやらせているんだよ。そういう話はないでしょう。だって、全て町の……。

- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 委員長、すみません。ちょっと訂正させてもらっていいですか。
- ○委員長(薗部 一君) はい、小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** すみません。平成31年度の当初予算なんですが、 当初予算のときには時期的に申出が出る前なんですかね、そういう時期もあって、平成31 年度の当初予算は、一応予算上は建物解体が終わって、今度は整地をする土木工事の実施 設計、それと最終的に境界杭とか何かを打つんですかね、それの測量設計ということで63 4万7,000円が組んでございました。それが当初予算です。その一部、それの流れがなくなったので、この変更で多分その見直しのほうの業務を行ったんだと思います。

実際にその設計が、1,500万円に対して176万円もちょっと高いのではないかというのは 誰も思うところだと思うんですが、その設計金額は2,000万円だったと思います。2,000万 円若干超えますかね。それが入札で安くなったというようなことでございます。

- ○議長(関 誠一郎君) 私は設計料が高い云々ではないんだよ。前の460万円を組んでおいて、それを捨てておいてこの金額で、この176万円の税金を使ったということが、たった1年でおかしいでしょうという話なんです、私は。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 確かに関議員さんが言われるように、多分、憶測で物を言っては申し訳ないんですが、借地期間が切れるということで、地主さんのほうにも元にして返しますよということで、一旦了解をもらったんでしょうけれども、その後いろいろな、そのまま建物くれればいいとか、そういう業者が現れたとか、そういうのがあって、多分ちょっと変わってしまったんだとは思うんですが、そういういきさつはあったと思います。
- ○議長(関 誠一郎君) でも、やはりそういう土地という大きな財産を動かすに当たって、もっと慎重に、やはり行政が立ち向かって、無駄のないようにやっていかなくてはおかしい。これ、本当に場当たりなんですよ。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- ○委員(小坏 孝君) これ、気に食わないのは440万円で全体の設計を、平米数から何からみんなパソコンに入れていて、部分的に解体の設計を組むといったって、現地調査も何もしないでパソコンだけで拾い出してやっているのに、何で176万円設計代がかかるんですかというの。パソコンで現地調査も何も全て測量して、平米数も何も出ていて、パソコンで打ち出すだけなのに、変更設計で176万円の設計変更が何でかかるんですかと。それが気に食わないんだ。

だって、現地確認しないんだよ、もう一回やっちゃって。440万円で平米数から建物の大きさから全て測っているのに。自動車屋がぶつけた自動車、1回査定をやっているのに、

また同じの、見積りだけ取っているのと同じだよ。こういうのが成り立つなんていうのは、 現地確認、現地測量、もう一回別なところを測っているのだったら怒りたくもないけれど も、同じものを書いて、同じ単価で書いてきている、ただ棟頭を減らしただけで何で176 万円も払っているんだっていうの。それが考えると腹が立ってしょうがない。片方は合併 特例債で440万円も使っているんだもの、何もその設計書の仕様書であなたらが引っ張り 出して、これだけの単価だといって、金額は出るでしょう。だって、引っ張り出して部分 的に全部入っているんだもの。

- 〇委員長(薗部 一君) 副委員長。
- ○副委員長(加藤木 直君) ちょっと同じことなんですけれども、これ、460万円かかっているのは、これ実際にかつら設計にお金を払っているんですよね、課長。そうすると、例えば、我が家で棟が5つあるやつを全部解体するのに幾らかかりますよと設計をやったときに、あ、やはり1棟だけ解体しますよというとき、また新たにやるんですか。5つの棟を壊すのに幾らと決まったら、その設計をやったら、1棟だけ壊すときにもう一回設計をやったようなものだね、これ。またお金がかかりますよね。これ、人の金だからできるけれども、自分だったらできないよね。そうだよね。やはりそれは新たにやらなくては駄目なの。それ、ちょっと俺もよく分からないんだけれども。やはりゼロからやるの。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** ゼロからということはないと思うんですが、その金額等については、私もこの場でコメントはちょっと控えさせていただきたいと思います。結果だけ話させていただいて、いろいろ疑義があるようなところも十分感じられますけれども、この場でのコメントは控えさせていただきたいと思います。 以上です。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井さん。
- **○委員(河原井大介君)** そういうような2回、何回設計をし直すということは今までに あったんでしょうか。それともこれからもこういう形の設計って、今、出す予定というの はあるんですか。
- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** いろいろなケースがあると思うんですけれども、例えば前年度に設計をやって、次の年に工事をやるといった場合に、単価が変わって単価の入替えとか、また、若干ここ見ていなかったんだけれども、この分追加しようとか、そういう若干のあれはあると思うんですけれども、そういう感じの答弁にしかないと思います。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井さん。
- **〇委員(河原井大介君)** 要は2回この設計をしたことによって、町のメリットというのは何か。

- 〇委員長(薗部 一君) 小林課長。
- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** メリット、デメリットの話になると難しいと思うんですけれども、特に町に対してはメリットもデメリットもなかったと思います。
- ○委員長(薗部 一君) 小林課長、確かに工事、その席でなかったもので答えづらいものがあるかと思うんですが、確かに、やはり1回やっているやつの一部分変更ですので、こういう金額は出ないというのが一般的みたいなものですから、今後それ、行政でやっていく中で、そのところは十分留意をしてやっていただきたいと思います。

課長。

- **○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 承知しました。私もこの設計の見直しでどこまで 見直したのかという中身が、すみません、把握していなくて大変申し訳ございません。確 かにご指摘のあったとおり、その辺の部分は十分自分も感じているところでございますの で、今後気をつけていきたいと思います。ありがとうございます。
- ○委員長(薗部 一君) よろしくお願いします。 そのほかございませんか。

[発言する者なし]

- **○委員長(薗部 一君)** なければ、長時間にわたった委員会なんですが、これで閉めたいと思います。大変ご苦労さまでした。
- ○委員(小坏 孝君) ちょっと、まち戦の課長に聞きたいんだけれども、今、憤りを感じていて腹が立って仕方ないんだけれども、ホロルの湯の前に土地を買っているんだよ。それが道路の値段で単価で買っていて、行政で土地評価士、鑑定士たてていて、道路の値段の単価で買っているし、何に使うんだって言ったら使い道がないなんていうような土地を買っているなんていうのは、総務委員会の委員長らは知っているのかなと思って、これをしゃべりたくてしゃべっているんだが、議長だの、何の目的もないのに土地を買っていて、監査委員だってかっかしているのに、皆さんも一緒にかっかしてくださいよ。ホロルの湯の、宅地を買うのに道路の買い上げの値段の見積りで買っているなんて、そういう道路を作るんならいいが、調査委員会、お願いします。それだって総務委員会で腹が立つので。使いもしない土地なんか買っているんだから。
- ○委員長(薗部 一君) その他で。

いろいろ各委員さんから町執行部に対してご意見、ご要望あったと思うんですが、どう か議会の議員の皆様も、町民の皆様の声でございますので、そこをしっかり受け止めて、 今後の行政の中で生かしていただきたいと思います。大変ご苦労さまでした。

○委員(藤咲芙美子君) 委員長、9月8日でしたか、前回の委員会のときに、サザンヤードの件と町長の公用車の修理の件ありましたよね。あれ、きちんと話し合って、どういうふうにするかというふうなことまで話ししたんでしたか。私なんか、いまいち何かぼんやりしている感じで、何か納得できないんです。サザンヤードの件で、これから支払うも

のも本当にこれだけきちんと検証して支払うのかというふうなこととか、サザンヤードね。 10年間かけて、それをきちんとやるのかどうなのかというようなことがまず一つですね。 あれをちょっと……。

○議長(関 誠一郎君) その他だから、2人、退席していいよ。 〔執行部退席〕

○委員長(薗部 一君) 15分休憩します。

午後 4時08分休憩

午後 4時19分開議

○委員長(薗部 一君) 再開します。

では(3)番のその他に入ります。

委員さんでご意見ある方は。

関議長さん。

○議長(関 誠一郎君) 今日、本来税務の固定資産の過誤納付についてやろうと思って、ある程度下調べはしてきました。サザンヤードの件で詳細に調べてきたんですけれども、静岡の弁護士かな、これはとにかく過誤納付について敏腕の弁護士で、各ゴルフ場に営業をかけてやっている。サザンヤードに関しては10年間、町長は返すということだけれども、サザンヤードは納得しない、その弁護士は納得しない。オープン当初からの返還を求める。裁判をやる。で、ほかのゴルフ場はあるのかないのか調べたら、5つのゴルフ場がありました。ただそれは4年前、6年前に当時の税務課長は町長に進言したと。これ、過誤納付があるよと。ということで、町長に進言したら、それは分からないんだから黙っていろということで、今度はサザンヤードは弁護士から異議申立てがあったために表に出たということで、サザンヤードでは本当に500万円、600万円で済む話ではない。1,000万円は超えるような金額に過誤納付になった。

水戸レイクスもやはり同じような弁護士が入ると、これもやはり1,000万円を超えるような金額になってくる。5つのゴルフ場がそういうことが明白になっていますので、その5つのゴルフ場から返還命令が来ると5,000万円は超える。莫大な金になる。でも、これは町としてやはり素直に返還しなくては駄目よ。町長は頑として聞かない。最初は5年でいいんだと。5年でいいという問題、町の内部規定で10年間というのも内部規定を作っておくんですよ。それを5年間でいいんだと。そうしたら今度は10年に変える。言われれば変える。それを結局今度は裁判までやられて、結局オープン当初に遡ってまで返還するといったら莫大な金になりますよ。だから低頭に頭を下げて、申し訳なかったということでゴルフ場対応したらと、町長に私は9月の定例会に申入れした。そうしたら、ほかは知らないからいい。やはり同じような回答です。これ、とんでもない話ですから。

もう一つ分かったのは、過少申告をしている部分があると。それをちょっと、明細を教

えてくれといったら、それはちょっと私が担当していなかったときなので、それは教えることはちょっと控えさせてもらいたいということで、でも過少申告の固定資産税が納められているということはあるというのは事実は聞きました。だから、これは今後の調査の対象になるのかなと思っております。

以上、私が調べた結果です。

- O委員長(薗部 -君) ありがとうございます。
- **○副委員長(加藤木 直君)** そうしますと、またそのほかにレイクスがあって、レイクスのほかに5つぐらいあると。あ、4つ。

〔「3つ」と呼ぶ者あり〕

- **〇副委員長(加藤木 直君)** 3つ。そうするとそれ、税務課長、掌握しているのかどうか。
- ○議長(関 誠一郎君) これはしていると思いますという話はもらいました。
- **○副委員長(加藤木 直君)** でも、この間あれですよね、委員長、ほかにありませんということで言いましたよね。税務課長。
- ○議長(関 誠一郎君) 私が聞いたのは前の税務課長ですから。
- **〇副委員長(加藤木 直君)** そうしましたら、では今の税務課長、実際掌握しているのかどうか、今日聞いてしまったほうがいいのではないですか。もしいるんだったら。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇副委員長(加藤木 直君) どうでしょうか。
- ○議長(関 誠一郎君) これは町長に止められているんだよ。
- ○委員長(薗部 一君) 今日わかったから聞きましょう。
 ではお願いします。
- ○委員(小林祥宏君) 議長、七会と桂はないんですか、そういうのは。
- ○議長(関 誠一郎君) それはちょっと分からないけれども、あと3つだから入っているような気もしますね。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井委員。
- ○委員(河原井大介君) 税金を取り過ぎていたというのは分かるんですけれども、過少申告という話もあるんですね。ということは取っていないということ。これ両方問題で……
- ○議長(関 誠一郎君) 取っていないというのか税率をそのまま、安いままで。
- **○委員(河原井大介君)** 直していない。だから、そうしたらば税金の公平性や公正性もパーではないですか。そうしたら町民の方々、すごく問題意識を持つのではないですか、これは。
- ○議長(関 誠一郎君) 仮に太陽光パネルを山につけたと。山につけました。でも、そこは、山は雑種地になってしまうんですね、つけて。そうすると、近隣の宅地の課税の5

0%を山は掛けるんだって。私は雑種地だから6分の1になるのかなと思ったら違うんだ。 宅地の半分の課税が必要だと。それが、まだ調査していない太陽発電所があるみたいだと いう話はしていましたけれども、当時の課長としては大体自分で全部見て歩いて、その事 業主さんと話はしてきたから、私のところではない。その次の課長さんのときに調査して いないのかどうなのかということは、次の課長って誰だ。

(「みんな分かっているんだよ。固定資産を地目変更やっていないところがあるんだよ」 と呼ぶ者あり)

- ○委員(河原井大介君) みんな知っているんですね。
 - (「知っているんだよ。民間の人のほうが詳しいよ」と呼ぶ者あり)
- **〇委員(河原井大介君)** 行政が把握していないということはないですよね。当たり前ですよね。民間が知っていてね。
- ○議長(関 誠一郎君) 町長はこの話はよく分かっているから。
- **〇委員(河原井大介君)** では、上遠野は隠そうとしているのか。
- **〇委員(小圷 孝君)** みんな分かっているんだけれども、全部止めているんだよ。返還させないで、全て。
- ○委員(河原井大介君) では大問題ではないですか。
- **○委員(小圷 孝君)** 大問題だよ。全て。下水道工事の金だって払わないんだから、裁判やって……
- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長が来る前に公用車の部分はお話しておきます。公用車の部分は……。
- **○委員長(薗部 一君)** 課長、急な呼び出しで申し訳ないです。今、税務課関係で、税金の関係でサザンヤードとレイクス、あとそのほかに何か、合計で3つくらいで余計に頂いている部分があるみたいな議長のほうからお話聞いたんですが、それは課長は承知していますか。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 3つですか。
- ○議長(関 誠一郎君) ゴルフ場の過誤納付金について、税務課にいた方から聞いてきたんですけれども、全部で5つのゴルフ場があると。それを当時の税務課の職員として町長に進言したと。これ、過誤納付があるよというふうに進言したら、町長が、いや、黙っていろと。表に出なければいいからということで、私の言うことは聞いてくれなかったということ、私、今朝聞いてきたんですから。今朝、聞いてきた内容です。だから、その辺の調査を、今、税務課として、2つ出ているわけですけれども、税務課の把握としてはあと3つ把握しているのかどうか、それをお聞きしたいんですけれども。
- 〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 今、議長がおっしゃったとおり、既に2件明らかな誤りということで、ご説明したところ以外に、内容としては建物の用途の誤りかどうかというのは、

今、固定資産評価審査委員会で審議している内容と同じ、同様なものになるもので、2 ゴルフ場ございまして、去年の調査によればもう一つのゴルフ場につきましては、逆に追徴という形の案件が、構造がちょっと誤りということで、そういった案件があるということで指導がございました。

- 〇委員長(薗部 一君) 関議長。
- **〇議長(関 誠一郎君)** 結局、過少申告でしょう。これ、事務的なミスでこれだけ足りなかったんですといってもらえる。常識的にどう。
- 〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 大きな非木造の建物については、町ではなくて県税事務所で行っているところなんですが、その建物の評価自体は県税のほうで行いまして、町としては用途を決めるという流れになっております。ですから当時のことなので、県税の調査の時点でそちらなのか町のほうで入力した際に構造を誤って入力したのか、調査してみないと分からないところなんです。まだ明確にはなっていないですけれども。
- ○議長(関 誠一郎君) いずれにしても真摯に対応してやらないと、やはり大口納税者ですから、その辺を課長、とにかく町長云々より課長が先頭になってやらないとこれは駄目ですので、この間水戸レイクスに行ったときは、何か町の対応が非常に悪かったということで、私のところへ電話がかかってきましたけれども、やはり、これ、首長を連れていくなよ。課長が対応しろよ。あの首長を使うと口の利き方もできない、謝罪することもできない人間だから、なおさらこじらせてしまうから、課長、大変でも対応してください。以上、いいです。それだけ分かればいいです。
- **○委員長(薗部 一君)** 分かりました。そういうことですので、町の信頼も大切ですので、そのところ、よろしくお願いします。
- ○税務課長(佐藤 宰君) はい、よろしくお願いします。
- ○委員(小坏 孝君) 委員長、あれ、ちょっと税金の取立てで、やはり、今、地形がみんな変わっているよな。要するに、どこへ行っても七会のほう道路を広げて太陽光がばんばん、太陽光通りになっているし、そういう地目変更だの何かの手抜かりはないの。あと山に太陽光がさん然と輝いているけれども、ああいう税金の取立ての手抜かりはないんでしょう、税務課として。よく調査して税金をかけるやつはかけるやつ、返すやつは返すやつ、そういう形でやっているのかどうか、ちょっと税務課長、そこら辺教えて。
- 〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 小圷委員さんおっしゃいますとおり、細心の注意を持って税務職員は課税のほう臨んでいるところなんですが、やはり100%というのは言い切れないところはございます。そんな中で課税誤りについては見つかり次第、多く取った分についてはお返しすると。過少の場合は申し訳ありませんが納めてくださいということで説明に上がっている状況です。こんな状況なものですから、日々課税誤りのないように努めてい

るところでございます。

○委員(小坏 孝君) ちょっとそういう農政課だの、やはり木を切ったり何かとミニ開発されて、やはり木の伐採にも許可を取っているんだろうから、横のつながりをきちんとやって、やはり町の中だって、常北高校の脇のほうだって太陽光がさん然と輝いているんだから、農地ではなくなっているし、やはりそういうのをきちんと課税されるように、横のつながりを持って仕事をやっていただきたい。以上、税務課長お願いします。

○委員長(薗部 一君) 河原井さん。

○委員(河原井大介君) 前回の委員会の中でもお話させていただいたんですが、その課税の誤りというものに対して再調査をかけていくということなんですが、現在、その段取りは進んでいるんでしょうか。 具体的にどのように課税の誤りやそういったものを、多く取ってしまったもの、もしくは過少なもの含めてそういった、どういった段取りになっているんでしょうか。

もう一点、先ほど町長が口封じのようなことをしているという話もありましたけれども、 課長に対して町長から、こういうことは議会にお話するなというような話はありますか。

〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。

○税務課長(佐藤 宰君) 河原井委員さんのご質問なんでございますが、現在、調査のほうは平米数、大きなものから調べておりまして、どうしてもマンパワーが足りないところで、固定グループ、実動で3名なもんですから、その中で日々の業務に基づいてやってございます。少しずつですが調査を、昔の台帳を出しまして、やはり昔の資料なものですから、アナログの対応なものですから、日々時間を割いて調査をしてございます。

○議長(関 誠一郎君) 課長、今、町にドローン買っておくんだから、ドローンを飛ばして写真を撮って、それで台帳と照らし合わせればいいじゃないか、一番早いじゃないか。 ○税務課長(佐藤 宰君) そうですね、そういったことも検討させていただきたいと思います。

あと、私になってからは特にこうするなとか、そういった指示は受けおりません。

○委員長(薗部 一君) 藤咲委員さん。

○委員(藤咲芙美子君) ちょっと蒸し返しになってしまいますけれども、先ほどのゴルフ場の件なんですが、ゴルフ場、これからどういう経過をたどっていくのか、関議長もいろいろ理解はされているということで言っていましたけれども、私がやはり、どこから一番重心を置くかといったら、やはり町民の税金がどういう形で使われているのかということがとても大切なんです。不正をやっていることをうやむやにされるのは、私、一番嫌いなんです。ですので、まだ12月ぐらいまでにどういう経過をたどっているのかというふうなことを聞いてもよろしいですか。

今、少しの間期間が必要だと思うんですけれども、裁判の経過なり、5つのゴルフ場の 経過なり、どういうことになっているのか、ちょっと調査の段階とかいろいろあると思う んですけれども、12月にもう一度お聞きしたいと思うんですけれども、それまでお答えできますでしょうか。

- 〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。
- ○税務課長(佐藤 宰君) ゴルフ場に関しましては、今、2件のゴルフ場の返還金の事務手続を、予算取りもありますので、まだ予算取りの件でどの項目を使うかという、どういった形でという話をまだ詰めているところでございます。事務局としましては、補正予算ということで皆様にご説明した上での予算執行というのを考えているところでございます。
- **○委員(藤咲芙美子君)** 分かりました。では補正予算のときにしっかりと、ゴルフ場の返還というふうなことできちんと出していただければ、私ども分かると思うんですけれども、何か別な名前で固定資産税がどうたらこうたら言われてしまうとスルーしてしまいますから、そこのところちょっとしっかりと、こういうことで委員会で指摘されたことについて、こういう経過がありますというようなことで説明をいただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか。
- 〇委員長(薗部 一君) 佐藤課長。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 今後、補正予算計上させていただいた場合は、必ずそのゴルフ場の件ということでご説明させていただきたいと思います。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ありがとうございます。よろしくお願いします。 以上でした。
- ○委員長(薗部 一君) そのほかございますか。

[発言する者なし]

- ○委員長(薗部 一君) では、なければこれで閉じたいと思います。 では、副委員長。
- **○副委員長(加藤木 直君)** 長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして……。
- ○委員(藤咲芙美子君) ちょっと待ってよ、まだあったよね。町長の公用車の……。
- ○議長(関 誠一郎君) それは佐藤さんが退席してから。
- ○副委員長(加藤木 直君) 閉めてしまっていいんですか。
- ○税務課長(佐藤 宰君) では、失礼します。
- ○委員長(薗部 一君) ご苦労さまでした。

[執行部退席]

閉 会

〇副委員長(加藤木 直君) では、委員の皆さま、大変長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。これで閉じます。

ご苦労さまでした。

○議長(関 誠一郎君) では、その他のその他で言います。

公用車問題なんですけれども、県警が私のところへ2回事情聴取に来ました。で、職員の名簿、大体やった状況を全部聞き取りに来ましたし、全員協議会で替え玉問題発言が発覚して、それも県警に言っております。これから職員の事情聴取をしていくということでありますので、かなり進展するのかなと思います。

それで最後、調書が全部出来上がったら、私の名前、署名捺印して警察に告発という段 取りになりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員(藤咲芙美子君) では、経過は知らせてもらえるんでしょうか。
- ○議長(関 誠一郎君) それはします。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** そうですか。では、それは12月の議会ですか。それとももっと前に……。
- ○議長(関 誠一郎君) いや、警察の捜査によってですね。その捜査は逐一私のところ へ報告くれるように、なっていますから。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** では、とにかくどちらにしても経過だけはちょっと知らせていただきたいと思います。納得できない状況なので、申し訳ありません。
- ○議長(関 誠一郎君) 今回、警察が重く受け止めているのが、どういう事故でも事故報告をしなかった、替え玉をしようとした、保険金の詐欺未遂、公費を使って修理したという背任行為、この4つの罪でやるということで、はっきり回答はもらっています。あとは県警の庁舎内調べの段階で進んでいくと。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** 分かりました。ありがとうございました。

午後 4時43分閉会